

令和8年7月16日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

令和5年（行ウ）第79号 大阪市学校財産無償譲渡損害賠償請求事件（住民訴訟）

口頭弁論終結日 令和8年4月24日

判 決

5 当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

主 文

- 1 本件訴訟のうち原告中野に関する部分は、令和6年12月25日原告中野の死亡により終了した。
- 2 原告中野を除く原告らの請求をいずれも棄却する。
- 10 3 訴訟費用は原告中野を除く原告らの負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

被告は、相手方松井一郎（以下「相手方松井」という。）及び相手方宮本浩之（以下「相手方宮本」という。）に対し、1159億円及びこれに対する令和4年4月1日から支払済みまで年3%の割合による金銭を支払うよう請求せよ。

第2 事案の概要

本件は、大阪市が、自らが設置する大阪市立の高等学校等（いわゆる中高一貫校の中学校を含む。以下同じ。）を一括して大阪府に移管することとし、これらのうち15校の施設として供されていた不動産を大阪府に対して無償譲渡する旨の契約を締結したところ、大阪市の住民である原告らが、無償譲渡（譲与）は違法であり、これにより大阪市は、別紙高等学校目録記載の高等学校等（以下「本件高校等」という。）の施設として供されていた不動産（以下「本件不動産」という。）相当額の損害を被ったとして、地方自治法242条の2第1項4号に基づき、大阪市の執行機関である被告を相手に、上記契約当時の市長であった相手方松井及び契約管財局長であった相手方宮本に対して損害賠

償請求することを求める住民訴訟である。

1 関係法令等の定め

(1) 地方財政法

ア 地方財政法4条の5は、国は地方公共団体に対し、地方公共団体は他の地方公共団体に対し、直接であると間接であるとを問わず、寄附金（これに相当する物品等を含む。）を割り当てて強制的に徴収するようなことをしてはならない旨を規定する。

イ 地方財政法9条は、地方公共団体の事務を行うために要する経費については、同法10条から10条の4までに規定する事務を行うために要する経費を除いては、当該地方公共団体が全額これを負担する旨を規定する。

ウ 地方財政法27条1項は、都道府県の行う土木その他の建設事業（高等学校の施設の建設事業を除く。）でその区域内の市町村を利するものについては、都道府県は、当該建設事業による受益の限度において、当該市町村に対し、当該建設事業に要する経費の一部を負担させることができると規定する。

エ 地方財政法28条の2は、地方公共団体は、法令の規定に基づき経費の負担区分が定められている事務について、他の地方公共団体に対し、当該事務の処理に要する経費の負担を転嫁し、その他地方公共団体相互の間における経費の負担区分をみだすようなことをしてはならないと規定する。

(2) 地方自治法

ア 地方自治法96条1項は、普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならないと規定し、同項6号は、条例で定める場合を除くほか、財産を適正な対価なくしてこれを譲渡することを掲げる。同法237条2項は、所定の場合を除き、普通地方公共団体の財産は、条例又は議会の議決による場合でなければ、適正な対価なくしてこれを譲渡してはならない旨を規定する。

イ 地方自治法 232 条の 2 は、普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができると規定する。

(3) 学校教育法

学校教育法 5 条は、学校の設置者は、その設置する学校を管理し、法令に特別の定のある場合を除いては、その学校の経費を負担すると規定する。

(4) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「地教行法」という。）

ア 地教行法 1 条の 3 第 2 項は、地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、総合教育会議において協議するものとする旨を規定する。

イ 地教行法 1 条の 4 第 1 項は、地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議及び教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策等についての協議等を行うため、総合教育会議を設けるものとする旨を規定する。

ウ 地教行法 24 条は、教育委員会及び地方公共団体の長は、それぞれ所定の事務を管理し、及び執行するに当たっては、法令、条例、地方公共団体の規則並びに地方公共団体の機関の定める規則及び規程に基づかなければならない旨を規定する。

(5) 大阪市財産条例（昭和 39 年大阪市条例第 8 号。以下「財産条例」という。）

ア 財産条例 1 条は、財産条例は、別に定めがあるもののほか、大阪市の財産の取得、管理及び処分について定めることを目的とする旨を規定する。

イ 財産条例 16 条は、普通財産は、公用又は公共用に供するため特に無償とする必要がある場合に限り、国又は公法人にこれを譲与することができると規定する。

(6) 市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和 2 年大阪市条例第 28 号。以下「免責条例」という。）

免責条例2条は、市長等が大阪市に対して損害を賠償する責任を負う場合において、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、当該責任を負う額から所定の額を控除して得た額について、当該責任を免れさせる旨を規定する。

2 前提事実（当事者間に争いがないか、掲記の証拠又は弁論の全趣旨により容易に認められる事実。なお、証拠番号は特記なき限り枝番号を含む。）

(1) 当事者等（争いのない事実、弁論の全趣旨）

ア 原告中野を除く原告らは大阪市の住民である。原告中野は、令和6年12月25日、死亡した。

イ 相手方松井は、令和4年4月当時、大阪市長であり、相手方宮本は、令和4年4月当時、大阪市契約管財局長であった。

(2) 譲与に至る経緯（乙26、45）

ア 平成24年6月に開かれた大阪府市統合本部会議（大阪府と大阪市が共同で設置した、広域行政・二重行政の仕分け等を行う組織。平成27年に廃止。）において、大阪市立高等学校が大阪府立高等学校と重複するとし、広域自治体である大阪府に一元化する方向で議論がされていた。

イ 平成26年1月に開かれた大阪府市統合本部会議において、高等学校については、新たな大都市制度実施時期に合わせて移管を行うこととされ、移管に関しての対応方針として、土地、建物等については、大阪市より大阪府に対して無償譲渡すること、移管後の起債償還費については大阪府が負担することなどとされていた。

ウ 令和元年7月、大阪府教育庁及び大阪市教育委員会事務局で構成する市立高等学校の府立高等学校への一元化検討プロジェクトチームが設置され、令和4年4月に市立の高等学校を一括移管すべく協議が進められた（以下、この一括移管を「本件移管」という。）。このプロジェクトチームが取りまとめた「大阪市立の高等学校等の大阪府への移管に向けた基本的な考え

方について（案）」（乙25）では、移管に関しての対応方針として、前記イと同じく土地、建物等については、大阪市より大阪府に対して無償譲渡すること、移管後の起債償還費については大阪府が負担することなどとされていた。

5 (3) 条例案の可決

ア 被告は、令和2年11月27日、大阪市立学校設置条例の一部を改正する条例案（以下「本件条例案」という。）を大阪市会に提出した。本件条例案は、施行日を令和4年4月1日として、大阪市立学校設置条例（昭和39年大阪市条例第57号。乙46の1）の一部を改正し、同条例に規定されている大阪市に設置する学校から、高等学校等を削ることなどを内容とするものである。（甲18）。

イ 大阪市会本会議は、令和2年12月9日、本件条例案につき、移管に伴う譲渡財産が今後の府立学校の教育の充実に確実に活用されるよう大阪市教育委員会と大阪府教育委員会で協議することなどに留意する旨の附帯決議（以下「本件附帯決議」という。）を付して原案のとおり可決し（以下、この議決を「本件議決」という。）、大阪市立学校設置条例の一部を改正する条例（令和2年大阪市条例第83号。以下「本件改正条例」といい。）が成立した（乙7、46の3）。

ウ 大阪府議会において、令和2年12月21日、施行日を令和4年1月1日として、大阪市立学校の大阪府への移管により、対応する大阪府立高等学校等を設置する旨の大阪府立学校条例の一部を改正する条例（令和2年大阪府条例第96号。乙48の1）が成立した（乙48の1～3）。

(4) 別件訴訟の提起（乙1）

原告らのうち5名は、令和3年10月19日、大阪市による大阪市立の高等学校等の施設として供されていた不動産の無償譲渡は違法であるとして、大阪市契約管財局長を相手に、これらの不動産に係る無償譲渡契約の締結の

差止めを求める住民訴訟（以下「別件訴訟」という。）を提起した。大阪地方裁判所は、令和4年3月25日、無償譲渡契約の締結は違法な行為に当たらないとして、請求を棄却する旨の判決をした。

(5) 本件不動産の譲与

大阪市は、大阪市長から権限の委任を受けた大阪市契約管財局長であった相手方宮本を契約担当者として、大阪府との間で、令和4年4月1日、本件不動産を大阪府に対して無償譲渡する旨の契約を締結した（乙2。以下、この無償譲渡のうち本件不動産の無償譲渡を「本件譲与」という。）。

(6) 本件訴えの提起等

ア 原告らは、令和5年2月28日、本件譲与は違法であるとして、相手方らに対して損害賠償請求を行う等の必要な措置を講ずることを求める旨の住民監査請求を提起したところ、大阪市監査委員は、同年4月28日付けで、請求に理由はない旨、原告らに通知した（甲1、2）。

イ 原告らは、令和5年5月26日、本件訴えを提起した（顕著な事実）。

(7) 別件訴訟の上訴審

ア 原告らのうち5名は、前記(4)の判決を不服として控訴を提起し、控訴審において、本件譲与により譲与された本件不動産に係る部分についての訴えを取り下げた。大阪高等裁判所は、令和6年3月14日、無償譲渡契約の締結は違法な行為に当たらないなどとして、控訴を棄却する旨の判決をした。（乙60）

イ 原告らのうち5名は、前記アの判決を不服として上告を提起し、上告受理の申立てをしたところ、最高裁判所は、令和6年9月25日、上告を棄却し、上告審として受理しない旨の決定をした（乙61）。

3 争点

(1) 本件譲与の違法性の有無（争点1）

ア 地方財政法28条の2違反の有無（争点1-1）

イ 地方財政法 27 条 1 項違反の有無 (争点 1 - 2)

ウ 地方自治法 96 条 1 項 6 号及び 237 条 2 項違反の有無 (争点 1 - 3)

エ 地方自治法 232 条の 2 違反の有無 (争点 1 - 4)

(2) 大阪市の損害及びその額 (争点 2)

(3) 相手方らの故意及び過失 (争点 3)

(4) 免責条例 2 条の適用の有無 (争点 4)

4 争点に関する当事者の主張

(1) 争点 1 - 1 (地方財政法 28 条の 2 違反の有無)

(原告らの主張)

本件譲与は、地方財政法 28 条の 2 に違反し、違法である。

ア 経費の負担区分の定め

都道府県が高等学校を設置するに際し、当該高等学校の施設の建設事業は、地方財政法 9 条、学校教育法 5 条及び地方財政法 27 条 1 項に基づき、当該都道府県が経費を負担するものとして経費の負担区分が定められている。本件譲与は、大阪府からすれば、都道府県が高等学校を設置する場合の当該高等学校の施設を構成する建物及び敷地の取得に該当し、地方財政法 9 条、学校教育法 5 条及び地方財政法 27 条 1 項により、同法 28 条の 2 のいう「法令の規定に基づき経費の負担区分が定められている事務」に該当する。

イ 経費の負担転嫁

都道府県が高等学校を設置するに際し、当該高等学校の施設を構成する建物及びその敷地を取得するために都道府県が市町村から当該建物及びその敷地を無償で譲り受けることは、経費の負担の転嫁に当たる。

ウ 経費の負担区分をみだすこと

(7) 経費の負担区分を定める法令の規定と異なる地方公共団体が経費を負担する結果になるような行為は、結局のところ全て法定された経費

の負担区分をみだすものにほかならない（一般禁止説）。よって、本件譲与により大阪府が本件不動産を取得することは、経費の負担区分をみだすものといえる。

(イ) 仮に、一般禁止説に立たないとしても、法令の規定と異なる地方公共団体が経費を負担する結果になるような行為は、原則として経費の負担区分をみだすものと考えらるべきである（原則禁止説）。都道府県が高等学校を設置する場合の当該高等学校の施設の建設事業について、当該都道府県が経費を負担することは、一般的な法令（地方財政法 9 条）だけでなく個別の法令（学校教育法 5 条及び地方財政法 27 条 1 項）によっても定められていることからすれば、例外的に経費の負担区分をみださないとされる余地は極めて小さいといえる。

本件不動産を含む無償譲渡の対象である不動産の価値は別紙財産目録記載のとおり約 1510 億円であり、大阪府が負担する起債償還費が約 131 億円とすると、大阪市が失う本件不動産の価値は実質的には約 1379 億円と巨額であることなどからすれば、例外的に経費の負担区分をみださない場合に当たるとはいえず、本件譲与は、原則どおり経費の負担区分をみだすものといえる。

（被告の主張）

本件譲与には、地方財政法 28 条の 2 は適用されず、仮に適用されとしても、本件譲与は同条に違反しない。

ア 地方財政法 28 条の 2 の適用の有無

地方財政法 9 条、学校教育法 5 条及び地方財政法 27 条 1 項は、都道府県が設置し運営する学校の経費や、都道府県立の高等学校の施設の建設事業に要する経費について、都道府県が負担する旨を定めているところ、本件譲与においては、大阪府が設置し運営している高等学校の経費や施設の建設費用の負担や転嫁が問題となっているものではなく、大阪

市が、大阪市立高等学校事業について、大阪府との合意により、当該事業に係る不動産を含め、事業ごと移管することが前提とされているのである。そして、本件譲与は、不動産という積極財産だけでなく、起債償還費等の消極財産も承継させるものである上、大阪市は今後の施設整備関連経費等の支出等の負担も要しなくなるのであり、大阪市に新たな財政負担が生じるものではない。よって、本件譲与は、大阪府にとっても大阪市にとっても、地方財政法28条の2にいう「法令の規定に基づき経費の負担区分が定められている事務」に該当しない。

イ 地方財政法28条の2の違反の有無

仮に本件譲与につき、地方財政法28条の2が適用され得るとしても、本件譲与は、大阪市と大阪府の間の自発的な任意の合意に基づくものであることや、大阪府が負担すべき経費を大阪市が負担することを意味するものではないことなどからすれば、大阪府が負担すべき経費の負担を転嫁するものとはいえないし、適正な財政秩序をみだすものともいえず、ひいては地方財政の健全性を害するものではなく、経費の負担転嫁や、経費の負担区分をみだすことには該当しない。

(2) 争点1-2 (地方財政法27条1項違反の有無)

(原告らの主張)

地方財政法27条1項は、あえて都道府県が高等学校を設置する場合の当該高等学校の施設の建設事業の経費を除外していることから、この経費を一部でも市町村が負担することは同項に違反する。

本件譲与は、大阪府が行う高等学校等の施設の建設事業に要する経費の一部を大阪市に負担させるものであり、地方財政法27条1項に違反する。

(被告の主張)

ア 都道府県が、都道府県が行う事業に要する経費を市町村に負担させ

ることは、地方財政法4条の5、28条の2により一般的に禁止した上、同法27条の場合に禁止が解除されているのであり、同法27条1項違反は、同法28条の2違反と別個独立の違法事由とはならない。

イ 地方財政法27条は、建設事業に要する経費について適用されるが、本件譲与のように、高等学校の移管に伴い、既に使用している建物をそのまま譲与する場合には適用されない。実質的にみても、高等学校の施設の建設事業が同条の建設事業から除外された理由は、高等学校は、特定の市町村が経費を負担する等の理由によりその配置が左右されるべきものではないことなどにあるところ、本件では、既に設置されている市立高等学校を移管するものであるから、無償譲渡により配置が左右されることはなく、同条違反とはならない。

(3) 争点1-3 (地方自治法96条1項6号及び237条2項違反の有無)

(原告らの主張)

本件譲与は、適正な対価なく本件不動産を譲渡するものであるところ、以下のとおり、財産条例は地方自治法96条1項6号及び237条2項にいう「条例」に該当せず、また、その要件を満たさないから、議会において議決する必要があるが、本件においては議決はされていない。

ア 財産条例16条が適用されないこと

(7) 財産条例は「条例」(地方自治法96条1項6号及び237条2項)に該当しないこと

条例で一般的基準が設定されていても、条例の定めは一般的なものになりやすく、不明朗な財産管理等を防止するためには限界があること等から、前例のないもの、定型的でないものについては、個々の議会の議決が必要である。本件譲与は、前例がなく定型的でもないから、財産条例は「条例」に該当しない。

(4) 財産条例16条の要件を満たさないこと

「公用又は公共用に供するため」（財産条例１６条）に該当するには、大阪府が、大阪市の行政に関連する事務事業を、大阪市の代わって行うことが必要である。しかるに、本件改正条例により大阪市立高等学校等は廃止され、令和４年４月１日をもって高等学校事業は大阪市の事務事業ではなくなるため、大阪府は、大阪市の行政に関連する事務事業を行うものではなく、「公用又は公共用に供するため」には該当しない。

また、本件不動産の財産規模は非常に大きく、定型的なものではなく、前例もない上、実質的対価性がないことなどからすれば、「特に無償とする必要」があるともいえない。

（ウ）まとめ

以上によれば、本件譲与をするに当たっては、個々の議会の議決が必要である。

イ 議会の議決の不存在

本件条例案は、大阪市立学校設置条例の一部を改正する条例の議案であり、本件譲与を行うかどうかを判断する内容を一切含んでない。また、本件条例案の審議の実態に即しても、本件譲与を行うかどうかを大阪市会の判断に委ねるものではなく、その判断を大阪市会が行うという前提もなく、本件譲与の必要性和妥当性について審議したとはいえない。よって、本件譲与について議会の議決があったとはいえず、地方自治法９６条１項６号及び２３７条２項に違反している。

（被告の主張）

本件譲与には、財産条例が適用され、その要件を満たすから、地方自治法２３７条２項により、本件不動産を譲渡することができるのであり、仮に財産条例が適用されないとしても、議会の議決があったといえる。

ア 財産条例１６条が適用されること

(ア) 財産条例は「条例」（地方自治法 96 条 1 項 6 号及び 237 条 2 項）に該当すること

原告らが主張するように前例のないもの、定型的でないものについては、地方自治法 96 条 1 項 6 号及び 237 条 2 項にいう「条例」に該当しないなどとはいえず、そのように「定型的」などと外縁の不明確な概念を条例の解釈に取り込むと、無償譲渡に当たりどのようなケースを定型的なものとして条例を適用できるかが定かではなくなり、全て定型的でないとして議会の議決を必要とすると条例を定めた趣旨を没却する。また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律において、地方公共団体が、事務事業の移管に当たり土地建物等の財産を国に無償譲渡することは認められるなど、本件譲与のようなケースは一般的に想定されているといえるし、定型的でないともいえない。

(イ) 財産条例 16 条の要件を満たすこと

財産条例 16 条は、事務事業の移管に伴う無償譲渡を想定した規定であり、本件譲与は「公用又は公共用に供するため」といえる。

また、各高等学校の魅力を最大限に生かした安定的な運営を行うためには、学校運営を行う者が自ら学校資産を所有し、一体的に管理しながら運営することが必要であること、将来にわたる市立高等学校の運営費等は大阪府が負担することとなり、大阪市はその負担が軽減されることなどからすれば、「特に無償とする必要性」があるといえる。

(ウ) まとめ

以上によれば、本件譲与には財産条例 16 条が適用されるため、個々の議会の議決は不要である。

イ 議会の議決の存在

仮に、財産条例 16 条の適用がないとして、本件譲与に至る審議過程において、本件不動産を無償譲渡することや、無償譲渡する必要性につ

いて説明が行われ、賛成・反対それぞれの観点から質疑が行われており、本件譲与をも審議対象として具体的な検討・判断がされていることなどからすれば、議会の議決があったといえる。

(4) 争点 1－4（地方自治法 232 条の 2 違反の有無）

(原告らの主張)

市町村が、都道府県に高等学校事業を移管するに当たり、高等学校の不動産施設を無償で譲渡することに客観的な公益上の必要性があると判断することに一般的妥当性があるとはいえない。①本件譲与について財産条例 16 条は適用できず、本件条例案は本件不動産を処分する意思を含んでいないこと、②本件移管は「教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策」（地教行法 1 条の 4 第 1 項 1 号）に該当するにもかかわらず、大阪市総合教育会議で全く協議されず、大綱にもほとんど記載されていないなど、地教行法 24 条、1 条の 4、1 条の 3 に反するものであること、③本件譲与は地方財政法 27 条 1 項に反することなどからすれば、本件譲与につき客観的な公益上の必要があるとの被告の判断には裁量権の逸脱・濫用がある。よって、本件譲与は、地方自治法 232 条の 2 に反し違法である。

(被告の主張)

ア 地方公共団体の行う寄附の公益上の必要があるかどうかの判断に当たっては、首長の広範な裁量が認められるところ、本件譲与は、高等学校等の運営全般を、大阪府が一体的に管理・運営することで、大阪全体の教育を充実等させるものであり、公益上必要かつ相当なものといえる。

イ 原告の前記主張②につき、何を大阪市総合教育会議で議論するかは大阪市長又は大阪市教育委員会の裁量に委ねられているところ、本件移管は、あえて同教育会議にかけて調整を図る必要はなく、教育委員会、首長及び議会の適切な意思決定プロセスを経て決定されたものであり、

地教行法1条の4に反していない。また、大綱にどのような事項を規定するかは地方公共団体の裁量に委ねられているところ、大阪市の大綱は、適正な手続を経て大阪市会において全会派の賛成を得て議決されたのであるから、同法1条の3に反していない。以上によれば、事務処理の法令準拠を定める地教行法24条に反するものでもない。

原告の前記主張①③に対する主張は、争点1-2及び争点1-3で主張したとおりである。

(5) 争点2 (大阪市の損害及びその額)

(原告らの主張)

本件不動産の土地台帳価格は、合計1159億7931万5231円であり、実勢価格はこれを上回る。よって、本件譲与による大阪市の損害は、1159億円を下らない。

(被告の主張)

本件譲与に違法性はなく、本件不動産相当額の損害は発生していない。また、無償譲渡契約においては、本件譲与を違法とする内容の判決が確定した場合、同契約を解除し、判決の内容を踏まえた是正措置を講じる旨規定されており、大阪市に実質的な損害は生じない。

(6) 争点3 (相手方らの故意及び過失)

(原告らの主張)

都道府県が高等学校を設置するために当該高等学校の施設に供される不動産を市町村から無償で譲り受けるに当たり、地方財政法28条の2等の法律解釈に異なる見解が対立し、実務上の取扱いも分かれていて、そのいずれについても相当の根拠が認められるという事情はないことなどからすれば、相手方らは、本件譲与が、地方財政法28条の2等に反し違法であることを認識・認容していたといえる。

(被告の主張)

本件譲与に先立ち、市立高等学校等の施設として供されていた不動産の無償譲渡を適法とする別件訴訟の第1審判決がされ、被告は、これに従って本件譲与をし、同判決は控訴審でも維持されていることなどからすれば、相手方らに故意・過失はない。

5 (7) 争点4 (免責条例2条の適用の有無)

(被告の主張)

争点3で主張したところからすれば、相手方らに悪意又は重大な過失はなく、免責条例2条が適用される。

(原告らの主張)

10 相手方らは、本件譲与が地方自治法96条1項6号等に違反することが容易に認識することができたにもかかわらず、本件譲与を行っており、職務を行うにつき悪意又は重大な過失がある。よって、免責条例2条は適用されない。

第3 当裁判所の判断

15 1 争点1-1 (地方財政法28条の2違反の有無) について

(1) 本件譲与に地方財政法28条の2が適用されるか否か

ア 原告らは、本件譲与は、大阪府からすれば、都道府県が高等学校を設置する場合の当該高等学校の施設を構成する建物及び敷地の取得に該当し、地方財政法9条、学校教育法5条及び地方財政法27条1項により、同法28条の2のいう「法令の規定に基づき経費の負担区分が定められている事務」に該当すると主張するので、以下検討する。

イ 地方財政法27条1項は、都道府県は、「土木その他の建設事業」については、その経費の一部を市町村に負担させることができるとしつつ、「土木その他の建設事業(高等学校の施設の建設事業を除く。)」として、「高等学校の施設の建設事業」に要する経費についてはその例外としているから、これについては、その経費の一部を市町村に負担させることがで

きず、都道府県が負担すべきこととなる。その趣旨は、①高等学校の設置は原則として都道府県の事務であって、広域行政を担当する地方公共団体としての都道府県が県全体の進学希望者数等を勘案して適正な配置計画を定め、これに基づいてその整備を図るべきものであり、特定の市町村が経費を負担する等の理由によりその配置が左右されるべきものではないこと、②都道府県よりも財政の弾力性において弱いと思われる市町村に上記経費を負担させるべきではないことにあるといえる。

ここで、「土木その他の建設事業」は、木材、鉄材等を使用して、道路、橋梁等を造る工事を意味する「土木」が例示されていることからして、敷地の取得を含め、道路、橋梁等の土木施設の新設及び改良や、公共施設の建設等、工作物を築造する事業を意味するものと解される。この事業から除かれる「高等学校の施設の建設事業」についても同様に解され、上記趣旨に即し、高等学校の施設を新設等する場合、都道府県による適正な配置計画に基づいて整備が図られるべきであるし、多大な建設費用等を負担する必要があることから、その経費は都道府県が負担すべきこととなる。

他方、本件譲与は、既存の高等学校を他の地方公共団体に移管する本件移管の一環として、本件不動産を無償譲渡するものであり、工作物を築造する事業とはいえないだけでなく、既に設置されている以上、高等学校は、都道府県による適正な配置計画に基づいて整備が図られるべきとする上記趣旨①は妥当しない。また、本件譲与は、大阪市が新たに建設費用等を支出するものではないから、市町村の財政の弾力性の弱さに配慮すべきとする上記趣旨②も妥当しないことも踏まえると、本件譲与は、「高等学校の施設の建設事業」には該当しないというべきである。

そうすると、地方財政法27条1項は、本件譲与により大阪府が高等学校等を設置するために要する経費について大阪府が負担する旨経費の負

担区分を定めているとはいえない。

ウ このように、大阪市が大阪府との間で合意し、大阪市立高等学校事業を一括して移管する本件移管の一環として、当該事業に係る本件不動産を譲与する本件譲与について、地方財政法 28 条の 2 違反の問題が生じないことは、以下のとおりの法令の規定からも裏付けられる。

地方公共団体の財政の再建を促進し、もって地方公共団体の財政の健全性を確保することを目的とする地方財政再建促進特別措置法（昭和 30 年法律第 195 号。平成 19 年法律第 94 号による廃止前のもの）24 条は、地方公共団体が、国に対し、寄附金等を支出することを禁止する一方、ただし書において、地方公共団体が、その施設を国に移管しようとする場合における寄附金等の支出を禁止の対象外としていたところ、例えば、県立の大学、博物館、病院等を国立に移管することに伴って土地や施設を国に寄付することは許容されると解されていた（乙 13）。同法の廃止に伴い制定された地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）附則 5 条も同様の規定をしていたことからすれば、地方公共団体が、移管に伴い施設を国に譲与することは、類型的に、地方公共団体の財政の健全性をおびやかすものではないものとして位置付けられていたということが出来る（なお、その後、平成 23 年法律第 105 号により同附則 5 条は廃止されたが、これは地方公共団体の国に対する寄附金等の支出は、地方公共団体が自主的に判断することとなったためであり（乙 19）、移管に伴い施設を国に譲与することに対する位置付けが変わるものではない。）。このことは、譲与の相手が国であるか他の地方公共団体であるかで異なることなく、地方公共団体が、移管に伴い施設を他の地方公共団体に譲与することも、類型的に、地方公共団体の財政の健全性をおびやかすものではないといえる。

エ そして、本件譲与による本件不動産の無償譲渡につき、大阪市において

新たな財政負担が生ずるものではなく、何らかの経費を要することとなる
ものではないところ、以上に検討したとおり、本件譲与による大阪府の本
件不動産の取得について、高等学校の施設の建設事業について規定してい
る地方財政法27条1項が経費の負担区分を定めておらず、地方財政再建
促進特別措置法等において、移管に伴い施設を国に譲与することは地方公
5 共団体の財政の健全性をおびやかすものではないものとして位置付けられ、
移管先が他の地方公共団体である場合にも同様に解されることからすると、
地方財政法27条1項と同じ法律中の条文である同法9条が経費の負担区
分を定めているとは解されない。また、学校教育法5条は、法令の特別の
10 定めのある場合を除き、学校の設置者がその経費を負担するという当然の
原則を確認的に規定したものにとどまり、この原則の下、地方財政法が、
国と地方公共団体との間の経費の負担区分等に関する一般的な規定を定め
ているものと解されるところ、上記のとおり、地方財政法9条、27条1
項が、本件譲与についての経費の負担区分を定めているとは解されない以
15 上、その負担区分を定めているとは解されない。

そうすると、本件譲与については、地方財政法9条及び学校教育法5条
との関係でも、地方財政法28条の2が適用されるとはいえない。

オ 以上検討のとおり、本件譲与に地方財政法28条の2は適用されず、同
条違反があるとはいえない。

以下、念のため、本件譲与について地方財政法28条の2が適用される
20 とした場合に同条に違反するか否かについても検討する。

(2) 本件譲与が地方財政法28条の2に違反するか否か

ア 判断枠組み

地方財政法28条の2は、法令の規定に基づき経費の負担区分が定めら
れている事務について「経費の負担を転嫁」し、その他「経費の負担区
25 分をみだすようなこと」を禁じているところ、その文言や、地方公共団

体相互間の財政秩序を適切なものとし、総体としての地方財政の健全化を図ることにあるという同条の趣旨を踏まえると、法令の規定と異なる地方公共団体が経費を負担する結果となるような行為は、原則として経費の負担を転嫁し又は経費の負担区分をみだすものとして禁止されるが、実質的にみて地方財政の健全性を害するおそれのないものは例外的に許容されるものと解するのが相当である。

イ 本件譲与が地方財政法28条の2において許容されるか否か

前記(1)で検討したとおり、本件譲与は、既存の高等学校を他の地方公共団体に移管する本件移管の一環として、本件不動産を無償譲渡するものであり、従前から地方財政再建促進特別措置法等の趣旨からも許容されると解されてきたところ、本件譲与は、大阪市において、新たな財政負担が生ずるものではなく、台帳価格が合計約1159億円である本件不動産を無償で譲渡するものではあるものの、起債償還費約131億円及び高等学校等の運営経費として1年度当たり約40億円の負担（これらの負担のうち本件高校等に対応する部分に限る。）を免れることとなる（乙34の1～6、44）。

また、大阪府と大阪市との間においては、平成24年6月の大阪府市統合本部会議において、高等学校等を大阪府に一元化する方向で議論されて以降、本件不動産を無償譲渡することを前提に議論が進められ、最終的に、大阪市は本件条例案を可決する本件議決をし、大阪府は大阪府立学校条例の一部を改正する条例を可決したのであって（前提事実(2)、(3)）、後記3(2)で検討するとおり、本件議決は本件譲与をも含めてこれを認める趣旨であったといえるのであるから、本件譲与は、双方の自発的な任意の合意に基づくものといえる。

そして、高等学校の運営を大阪府に一元化するために本件移管をする旨の判断や、その際に本件不動産の譲渡を無償ですることとしたことにつ



いても、後記 3 (1) イ (イ)、4 (2) で検討するとおり、これらが不合理であったということはできない。

以上の事情を総合すると、本件譲与は、実質的にみて地方財政の健全性を害するおそれがないから、地方財政法 28 条の 2 において許容されているものといえ、同条に反するとはいえない。

2 争点 1 - 2 (地方財政法 27 条 1 項違反の有無)

前記 1 (1) イのとおり、本件譲与による大阪府の本件不動産の取得については、「高等学校の施設の建設事業」に該当しないため、地方財政法 27 条 1 項がその経費を大阪府が負担する旨を定めているとはいえず、同項に反した違法があるとはいえない。

3 争点 1 - 3 (地方自治法 96 条 1 項 6 号及び 237 条 2 項違反の有無)

(1) 本件譲与に財産条例 16 条が適用されるか否か

ア 財産条例が「条例」(地方自治法 96 条 1 項 6 号及び 237 条 2 項)に当たるか否か

(ア) 財産条例は、大阪市の財産の取得、管理及び処分について定めることを目的としており(1 条)、財産条例 16 条は、普通財産を譲与することができる場合について規定しているところ、この規定は、適正な対価なくして財産を譲渡する場合について規定するものといえ、地方自治法 96 条 1 項 6 号及び 237 条 2 項にいう「条例」に該当するから、財産条例 16 条の要件を満たす限り、議会の議決は不要といえる。

(イ) これに対し、原告らは、前例のないもの、定型的でないものについて財産条例 16 条は適用されず、同条は「条例」に該当しないと主張する。

地方自治法 96 条 1 項 6 号及び 237 条 2 項は、適正な対価なくして財産を譲渡することを原則として禁止しつつ、条例又は議会の議決があればこれを解除することとし、条例により一般的取扱基準を定めた場合

においては、改めて個々の行為について個別議決を要しないとする趣旨のものであり、財産条例16条は、同条所定の要件を満たす場合には、普通財産の譲与をすることができる旨を規定しているのであるから、その要件に該当する場合には、議会の個別議決を要しないこととなる。そして、財産条例中に前例のないもの、定型的でないものについては、16条を適用しない旨の規定はなく、他の法令等においてもそのような規定はないから、原告らの主張は採用することができない。

イ 財産条例16条の要件を満たすか否か

(ア) 「公用又は公共用に供するため」について

本件譲与は、本件移管の一環として行われるものであるところ、本件不動産は、移管を受けた大阪府により高等学校事業として利用されるのであるから、「公用又は公共用に供するため」といえる。

これに対し、原告らは、令和4年4月1日をもって高等学校事業は大阪市の事務事業ではなくなるため、大阪府は、大阪市の行政に関連する事務事業を行うものではなく、「公用又は公共用に供するため」には該当しないと主張する。しかしながら、財産条例16条にいう「公用又は公共用に供するため」につき、その文言からして、大阪市にとっての公用又は公共用でなくてはならないと解することはできないし、仮に原告らの主張のように解するとすれば、財産条例16条に基づき、大阪市が他の地方公共団体や国に事業を移管することに伴い普通財産を譲渡することがおおよそできないこととなるが、前記1で説示したところからして、同条がこのような移管に伴う譲渡を除外しているとは考え難く、原告らの主張は採用することができない。

(イ) 「特に無償とする必要性」について

本件譲与は、本件移管の一環として行われたものであるところ、本件移管は、長期的な少子化が続くであろうことを踏まえ、高等学校等の運

営を大阪府に一元化することにより、広域的な視点からの効率的、効果的な学校運営を可能とすることで、高等学校教育の充実を図ることを目的としている（甲 24、乙 26）。そして、本件移管をするに当たり、①大阪府が新たなコストを負担することになると、従前の教育水準の維持が困難になることが懸念されたこと、②本件不動産を貸与した場合、大阪市は、運営に関与しないにもかかわらず修繕等の管理業務や所有者責任が生じてしまうこと、③学校運営を行う主体が施設や敷地を各高等学校の特性に応じて一体的に管理することにより、学校の安定的な運営や教育環境の充実、発展につながることを踏まえて、本件不動産を無償譲渡するとされたものであり（甲 2、24、弁論の全趣旨）、移管後の起債償還費については、大阪府が負担することとなるなど、長期的にみた場合、大阪市が一方的に財政的な負担を強いられることになるとはいえないことなどからすれば、本件不動産の譲渡につき、「特に無償とする必要性」があるとした大阪市長の判断が合理性を欠くものとはいえない。

ウ まとめ

以上によれば、本件譲与は、財産条例 16 条に基づき行うことができ、議会の議決は不要であるから、地方自治法 96 条 1 項 6 号及び 237 条 2 項に反するとはいえない。

以下、念のため、議会の議決の有無についても検討する。

(2) 議会の議決の有無について

ア 認定事実

後掲各証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実を認めることができる。

(ア) 本件条例案の提案（甲 18、23）

令和 2 年 11 月 27 日に開かれた大阪市の会本会議定例会において、本

件条例案が議題とされた。本件条例案について、大阪市長から、大阪府が設置する高等学校等を大阪府に移管することに伴い24校を廃止するため、議会の議決を求める旨説明された上、本件条例案は大阪市会教育こども委員会に付託された。

(イ) 大阪市会教育こども委員会（甲24、25）

a 令和2年12月3日に開かれた大阪市会教育こども委員会において、本件条例案について、大阪府が設置する高等学校等を大阪府に移管するため、大阪市立学校設置条例の一部を改正するものであることなどが説明された。

同委員会において、「大阪市立の高等学校等移管計画（案）」と題する書面（甲28。以下「移管計画案」という。）、及び「大阪市立の高等学校等の大阪府への移管に伴う譲渡財産の取扱いの基本的な考え方について（案）」と題する書面（甲29。以下「基本的考え方案」という。）が机上に配布された上、移管に際しての方針及び譲渡財産の基本的な考え方は、これらのとおりであると説明がされた。移管計画案には、「移管に関しての対応方針」として、土地、建物等については、大阪府より大阪府に対して無償譲渡することなどが記載されており、基本的考え方案には、財産は、無償で譲渡し、移管後の起債償還費については大阪府において負担することなどが記載されている。

同委員会において、委員から、本件条例案は、大阪市立中学校設置条例の改正を可決するかどうかであるが、基本的考え方案の内容も含めて判断することによってよいかと質疑があったところ、本件条例案は、全ての高等学校を廃止して大阪府に移管する内容であるが、移管に当たっての諸条件として基本的考え方案の内容も含め移管計画案としてまとめたものであり、これらを含めて一体のものとして判

断してほしいことなどが答弁された。

同委員会において、委員から、大阪市民の大切な財産である土地の無償譲渡は絶対に許されないなどと指摘され、土地の価格等について質疑があったところ、移管する予定の21校の土地の価格は、令和2年4月1日時点の公有財産台帳上の価格で約1275億円であることなどが答弁された。委員から、財産条例16条は、特に無償とする必要がある場合に限り譲与できると条件を付しているが、不動産を無償譲渡する必要がどこにあるのかと説明を求めたところ、①各高等学校の魅力を最大限に生かした安定的な運営を行い、子供たちの教育環境を充実、発展させていくためには、各高等学校の特性に応じた施設や敷地の管理を行うことが必要不可欠であり、基本的に学校運営を行う者が自ら学校資産を所有し、一体的に管理しながら運営することが必要であること、②貸与した場合、学校の土地・建物においてトラブルが発生した場合、学校、府、市の間で調整が必要となり、迅速・的確な対応が困難となり、各高等学校の運営の支障となるおそれがあり、このような弊害を避けるため、資産を譲渡する必要があること、③大阪府に譲渡した後でも、大阪の学校教育のために活用されることが重要であること、④これらの考えの下、財産を無償譲渡するとともに、高等学校の用途に使用することを原則とすることなどを条件としているなどと答弁があった。その後も、複数の議員から、無償譲渡に関する質疑がされた。

b 令和2年12月9日に開かれた大阪市会教育こども委員会において、本件条例案について、本件附帯決議を付して原案を可決すべき旨決された。

(ウ) 本件条例案の可決（甲26）

令和2年12月9日に開かれた大阪市会本会議定例会において、大

阪市会教育こども委員会では、本件附帯決議を付して原案を可決すべきとされたことなどが報告された。議員から、①なぜ不動産を無償で譲渡するのか、台帳価格約1500億円の損失を補うものは何なのかなどについて説明がされておらず、財産条例16条の要件を満たさないとの意見や、②資産及び負債を含め、高等学校運営全体を大阪府が一体的に管理することで大阪全体の教育の充実につながるが、市立高等学校の土地は大阪市民の貴重な財産であることから、府市で協議の場を設け協議内容を阪市会に報告することを求める附帯決議を付して賛成すべきとの意見等が出された。その後、採決が行われ、本件条例案は、本件附帯決議を付して原案のとおり可決された。

イ 判断枠組み

地方自治法96条1項6号は、条例で定める場合を除くほか、財産を適正な対価なくして譲渡し、又は貸し付けること（以下「譲渡等」という。）を議会の議決事項として定め、同法237条2項は、条例又は議会の議決による場合でなければ、普通地方公共団体の財産を適正な対価なくして譲渡等してはならない旨規定している。これらの規定の趣旨は、適正な対価によらずに普通地方公共団体の財産の譲渡等がされると、当該普通地方公共団体に多大の損失が生ずるおそれや特定の者の利益のために財政の運営がゆがめられるおそれがあるため、条例による場合のほかは、適正な対価によらずに財産の譲渡等を行う必要性和妥当性を議会において審議させ、当該譲渡等を行うかどうかを議会の判断に委ねることとした点にあると解される。そうすると、地方自治法96条1項6号及び237条2項の議会の議決があったというためには、財産の譲渡等が適正な対価によらないものであることを前提として審議がされた上当該譲渡等を行うことを認める趣旨の議決がされたことを要するというべきである（最高裁平成15年（行ヒ）第231号同17年11月17日

第一小法廷判決・裁判集民事218号459頁参照)。そして、上記趣旨に鑑みると、当該譲渡等の対価に加えてそれが適正であるか否かを判定するために参照すべき価格が提示され、両者の間に大きな離があることを踏まえつつ当該譲渡等を行う必要性と妥当性について審議がされた上でこれを認める議決がされるなど、審議の実態に即して、当該譲渡等が適正な対価によらないものであることを前提として審議がされた上これを認める趣旨の議決がされたと評価することができるときは、地方自治法96条1項6号及び237条2項の議会の議決があったものというべきである(最高裁平成29年(行ヒ)第226号同30年11月6日第三小法廷判決・裁判集民事260号41頁参照)。

ウ 検討

(7) そもそも本件不動産を無償譲渡することが本件議決により審議されたといえるか否かについて検討するに、本件条例案は、大阪市立学校設置条例の一部を改正し、同条例に規定されている大阪市に設置する学校から、高等学校等を削ることを内容とするものであり(前提事実(3)ア)、本件不動産が無償譲渡されることは直接の内容とはされていない。

しかし、令和2年11月27日に開かれた大阪市会本会議定例会において、本件条例案について、本件移管に伴い高等学校等を廃止するため議会の議決を求める旨の説明がされ、同年12月3日の大阪市会教育こども委員会においても、本件条例案について、本件移管をするために大阪市立学校設置条例の一部を改正するものである旨が説明されていることからすれば(認定事実(7)、(イ)a)、本件条例案が、本件移管を前提とするものであることは明らかであったといえる。また、同委員会において机上に配布された移管計画案及び基本的考え方案には、本件移管に伴い本件不動産を無償譲渡する旨記載されていたことも踏まえると、本件条例案が、本件不動産の無償譲渡を前提とすることも明らかであった

といえる。以上に加え、同委員会において、基本的考え方や移管計画案の内容も含めて本件条例案と一体のものとして判断してほしい旨の答弁があったことからすれば、本件条例案の審議は、その前提として、本件不動産を無償譲渡することについての審議を兼ねるものであったといえることができる。

(イ) 次に、本件不動産を無償譲渡、すなわち適正な対価なくして譲渡する旨の議決（地方自治法９６条１項６号、２３７条２項）があったといえるか否かについて、前記判断枠組みに沿って検討する。

令和２年１２月３日に開かれた大阪市会教育こども委員会では、移管
10 予定の２１校の土地の公有財産台帳上の価格が約１２７５億円である
などと答弁されており（認定事実(イ)ａ）、本件不動産を無償譲渡する
ことが適正であるか否かを判定するために参照すべき価格が提示され、委員
は、両者の間に大きな乖離があることを認識していたといえる。また、
同委員会では、委員から、無償譲渡の必要性について質疑されたこと受
15 け、①各高等学校の魅力を最大限に生かした安定的な運営を行うため
には学校運営を行う者が学校資産を所有し、一体的に管理しながら運営
することが必要である、②大阪府に譲渡した後でも、大阪の学校教育の
ために活用されることが重要であり、高等学校の用途に使用することを原
則とするなどと答弁されるなどしており、本件譲与を行う必要性和妥当
20 性について審議がされていたといえる。その上で、同月９日に開かれた
大阪市会教育こども委員会において、本件条例案について、本件附帯決
議を付して原案を可決すべき旨決され、さらに、同日に開かれた大阪
市会本会議定例会において、大阪市会教育こども委員会における審議内容
が報告され、改めて本件不動産を無償譲渡することにつき賛成・反対そ
25 れぞれの立場から意見が述べられた上、本件条例案が可決されたとい
うのであるから（認定事実(イ)ｂ、(ウ)）、審議の実態に即して、本件不

産の無償譲渡が適正な対価によらないものであることを前提として審議がされた上これを認める趣旨の議決がされたと評価することができる。

したがって、地方自治法96条1項6号及び237条2項の議会の議決があったといえる。

エ 原告らの主張等について

(ア) これに対し、原告らは、本件条例案は、大阪市立学校設置条例の一部を改正する条例の議案であり、議決の内容に本件譲与を認めるか否かを判断する内容を一切含んでないため、本件譲与を認める趣旨の議決があったとはいえない旨主張する。

地方自治法96条1項6号及び237条2項の議会の議決があったというためには、個別の議案に対して議決されることを要するものではないところ、前記(1)のとおり、大阪市としては、本件譲与につき、財産条例16条の適用があるものとしているため、議案の内容自体に本件譲与を認めるか否かは含まれていない。仮に財産条例16条の適用があるとした大阪市の判断に誤りがあったとした場合、およそ地方自治法96条1項6号及び237条2項の議会の議決があったとはいえないこととなるのではなく、本件条例案が、その前提としている事項も含めて審議がされた上で、これも含めて認める議決がされた場合には、地方自治法96条1項6号及び237条2項の議会の議決があったものというべきである。

本件においては、本件移管をするために本件条例案が提出されているのであり、その一環としての本件不動産の無償譲渡がされないのであれば、本件移管自体の実現も危ぶまれることとなるところ、前記のとおり、本件条例案を審議する前提として本件譲与を認めるか否かも審議されており、審議の実態に即してみれば、本件譲与を認める趣旨の議決がされたと評価できるから、原告らの主張は採用することができない。

(イ) なお、原告らが提出する大阪市会議員の陳述書（甲５３）では、本件条例案には本件譲与は含まれていない旨述べられているが、前記判断の前提となる、大阪市会本会議等における発言等に関する認定事実（前記ア）を左右するものではなく、同判断を左右するものではない。

4 争点１－４（地方自治法２３２条の２違反の有無）

(1) 判断枠組み

地方自治法２３２条の２にいう「寄附又は補助」には、普通地方公共団体の所有する普通財産の譲与（無償譲渡）も含まれると解されるから（最高裁平成２０年（行ヒ）第３４８号同２３年１月１４日第二小法廷判決・裁判集民事２３６号１頁）、本件譲与は、「寄附又は補助」に該当する。そして、同条は、普通地方公共団体は「公益上必要がある場合」に寄附又は補助をすることができる」と定めているところ、この要件に関しては、様々な行政目的をしんしゃくした政策的な考慮が求められるから、この点についての地方公共団体の判断は、特に不合理又は不公正な点のない限りはこれを尊重することが必要であり、地方公共団体の長等の判断に裁量権の範囲の逸脱又は濫用がある場合に限り、当該寄附又は補助が上記の要件を満たさないものとして違法となるものと解される（最高裁平成１４年（行ヒ）第１４４号同１７年１０月２８日第二小法廷判決・民集５９巻８号２２９６頁等参照）。

(2) 検討

前記３(1)で説示したとおり、本件譲与は、長期的な少子化が続くであろうことを踏まえ、高等学校等の運営を大阪府に一元化することにより、広域的な視点からの効率的、効果的な学校運営を可能とすることで、高等学校教育の充実を図ることを目的とするものであるところ、本件移管に伴い本件譲与をすることには公益上の必要があるとした大阪市の判断は、一般的には不合理なものではないといえることができるし、特にこれを無償としたことについても、①本件移管は、長期的な少子化を踏まえ、高等学校等の運営を大阪

府に一元化することにより、高等学校教育の効率化、充実化を図ることを目的としていること、②大阪府が新たなコストを負担することになると、これまでの教育水準の維持が困難となり得ることや、学校運営を行う主体が施設等を一体的に管理することが学校の安定的な運営等につながることを踏まえて、本件不動産を無償譲渡するとされたこと、③長期的にみた場合、大阪市が一方的に財政的な負担を強いられることになるとはいいい難いことなどからすれば、大阪市又は大阪市長の判断が裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したものであるとはいえない。

(3) 原告らの主張について

ア これに対し、原告らは、①本件譲与について財産条例16条は適用できず、本件条例案は本件不動産を処分する意思を含んでいないこと、②本件移管は、大阪市総合教育会議で全く協議されず、大綱にもほとんど記載されていないなど、地教行法24条、1条の4、1条の3に反すること、③本件譲与は地方財政法27条1項に反することなどを根拠に、被告の判断に裁量権の逸脱・濫用がある旨主張する。

イ しかし、前記①について、本件譲与について財産条例16条が適用され、本件議決は本件不動産を無償譲渡することを含むものであることは前記3（争点1-3）で説示したとおりであり、前記③について、本件譲与は地方財政法27条1項に反しないことは前記2（争点1-2）で説示したとおりである。

前記②について、大綱は、地方公共団体の教育等の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものであり、詳細な施策について策定するものではないことから（乙53）、大綱に、本件移管という具体的な施策が記載されていないからといって、地教行法1条の3第1項に反するとはいえない。また、総合教育会議は、教育委員会が所管する事務の重要事項の全てを協議し調整するものでは

なく（乙５３）、いかなる事項を協議等するかは、教育委員会の裁量に委ねられていると解されるところ（地教行法１条の４第４項）、本件移管については、令和元年８月に開かれた大阪市教育委員会会議において可決されたことなどからすれば（甲４）、大阪市総合教育会議にて協議等されていないことが地教行法１条の４に反するともいえない。以上によれば、地教行法２４条に反するともいえず、原告らの主張は採用することができない。

５ 原告中野に関する部分について

前提事実(１)のとおり、原告中野は、令和６年１２月２５日に死亡したところ、本件訴訟のうち原告中野に関する部分は、これを承継する余地がなく当然に終了するものと解すべきであるから、同部分は原告中野の死亡により終了したことを宣言することとする。

第４ 結論

以上によれば、その余の争点について判断するまでもなく、本件訴訟のうち原告中野に関する部分につき訴訟終了宣言をし、その余の原告らの請求はいずれも理由がないからこれを棄却することとし、主文のとおり判決する。

大阪地方裁判所第７民事部

裁判長裁判官 荒 谷 謙 介

裁判官 三 木 裕 之

裁判官 中 村 雅 人

(別紙)

当事者目録

大阪市北区西天満 1 丁目 8-9-2501

5

原 告 和 泉 か よ 子

大阪市東住吉区南田辺 2 丁目 13-24

原 告 綱 島 慶 一

大阪市阿倍野区阿倍野筋 3 丁目 8-18-405

原 告 石 田 肇

10

大阪市生野区中川西 2 丁目 26-6

原 告 北 田 晴 久

大阪市中心区石町 1 丁目 1 番 7-803 号

原 告 中 野 雅 司

(以下「原告中野」という。)

15

大阪市東住吉区西今川 1 丁目 16-10

原 告 川 島 一 郎

大阪市阿倍野区松虫通 1 丁目 4-31

原 告 高 松 良 彦

大阪市天王寺区勝山 3 丁目 9-9

20

原 告 原 田 智 代

大阪市平野区瓜破西 1 丁目 8-10-607

原 告 藤 田 修

大阪市生野区生野東 1 丁目 13-19 ハーモニー 21 505 号

原 告 市 田 康 美

25

上記 10 名訴訟代理人弁護士

豊 永 泰 雄

荒 木 晋 之 介

大阪市北区中之島1丁目3番20号

被 告

同訴訟代理人弁護士

同 指 定 代 理 人

服	部	崇	博
大	阪	市	長
横	山	英	幸
岩	本	安	昭
森	脇		肇
竹	村	真	子
綿	谷	紀	二
折	口	勇	太
東	尾	翔	一
伊	藤	祐	え
		り	

(別紙)

高等学校目録

(令和3年3月31日時点)

番号	学校名	所在地(住居表示)	土地	面積	建物	延べ床面積
2	東高等学校	都島区東野田町4丁目15番14号	東野田町4丁目498番	32,084.50㎡	東野田町4丁目498番地上建物	14,268.62㎡
4	汎愛高等学校	鶴見区今津中2丁目1番52号	今津中2丁目1番1外3筆	28,157.97㎡	今津中2丁目1番1外3筆地上建物	15,837.62㎡
5	市立高等学校	枚方市北中振2丁目8番1号	枚方市南中振417番5外39筆	40,105.11㎡	枚方市南中振417番5外39筆地上建物	11,404.88㎡
8	淀商業高等学校	西淀川区野里3丁目3番15号	野里3丁目24番外3筆	28,664.05㎡	野里3丁目24番外3筆地上建物	12,934.11㎡
9	鶴見商業高等学校	鶴見区緑2丁目10番9号	緑2丁目16番27外64筆	29,189.84㎡	緑2丁目16番27外64筆地上建物	13,261.54㎡
10	住吉商業高等学校	住之江区御崎7丁目12番55号	御崎7丁目78番1外3筆	27,203.62㎡	御崎7丁目78番1外3筆地上建物	17,083.13㎡
11	都島工業高等学校	都島区善源寺町1丁目5番64号	善源寺町1丁目29番外4筆	28,304.09㎡	善源寺町1丁目29番外4筆地上建物	32,944.62㎡
12	泉尾工業高等学校	大正区泉尾5丁目16番7号	泉尾5丁目16番3外1筆	20,812.98㎡	泉尾5丁目16番3外1筆地上建物	25,097.34㎡
14	生野工業高等学校	生野区生野東2丁目3番66号	生野東2丁目36番1外32筆	22,301.73㎡	生野東2丁目36番1外32筆地上建物	17,827.36㎡
15	工芸高等学校	阿倍野区文の里1丁目7番2号	文の里1丁目1番1外2筆	20,904.73㎡	文の里1丁目1番1外2筆地上建物	20,358.40㎡
16	都島第二工業高等学校	—	—	—	—	—
17	第二工芸高等学校	—	—	—	—	—
18	中央高等学校	中央区釣鐘町1丁目1番5号	釣鐘町1丁目3番外4筆	6,196.92㎡	釣鐘町1丁目3番外4筆地上建物	14,797.00㎡
19	咲くやこの花高等学校・中学校	此花区西九条6丁目1番44号	西九条6丁目42番1外1筆	25,335.51㎡	西九条6丁目42番1外1筆地上建物	24,730.10㎡
20	大阪ビジネスフロンティア高等学校	天王寺区鳥ヶ辻2丁目9番26号	鳥ヶ辻2丁目114番5外1筆	17,969.44㎡	鳥ヶ辻2丁目114番5外1筆地上建物	29,151.86㎡

(別紙)

財産目録

	対象校	代表所在地	土地	土地実測面積 (㎡)	土地台帳価格 (円)	建物	建物延面積 (㎡)	建物台帳価格 (円)
1	桜宮高等学校	都島区 毛馬町5丁目	1A	20,047.07	3,054,200,622	1B	15,561.25	3,259,094,528
2	東高等学校	都島区 東野田町4丁目	2A	32,084.50	27,566,050,404	2B	14,268.62	475,474,706
3	南高等学校	中央区 谷町6丁目	対象外					
4	汎愛高等学校	鶴見区 今津中2丁目	4A	28,157.97	7,358,696,312	4B	15,837.62	881,692,734
5	市立高等学校	枚方市 南中振1丁目	5A	40,105.11	3,866,096,331	5B	9,058.71	503,074,754
6	扇町総合高等学校	北区 松ヶ枝町	6A	13,596.28	20,020,915,218	6B	10,688.07	578,756,835
7	西高等学校	西区 北堀江4丁目	対象外					
8	淀商業高等学校	西淀川区 野里2丁目	8A	28,664.05	5,027,263,688	8B	12,934.11	1,800,706,479
9	鶴見商業高等学校	鶴見区 緑2丁目	9A	29,189.84	5,272,110,662	9B	13,261.64	237,427,450
10	住吉商業高等学校	住之江区 御崎7丁目	10A	27,203.62	4,452,461,979	10B	17,083.13	1,624,762,242
11	都島工業高等学校	都島区 善源寺町1丁目	11A	28,304.09	8,544,174,201	11B	32,735.82	1,820,784,231
12	泉尾工業高等学校	大正区 泉尾5丁目	12A	20,812.98	3,321,272,573	12B	25,097.34	1,014,805,511
13	東淀工業高等学校	淀川区 加島1丁目	13A	34,862.26	3,693,412,626	13B	20,188.80	975,413,965
14	生野工業高等学校	生野区 生野東2丁目	14A	22,301.73	6,651,517,165	14B	17,827.36	677,882,565
15	工芸高等学校	阿倍野区 文の里1丁目	15A	20,904.73	7,536,695,202	15B	20,385.40	613,136,574
16	都島第二工業高等学校	都島区 善源寺町1丁目						
17	第二工芸高等学校	阿倍野区 文の里1丁目						
18	中央高等学校	中央区 島町1丁目	18A	6,196.92	8,026,824,823	18B	14,797.00	1,315,429,465
19	咲くやこの花高等学校	此花区 西九条6丁目	19A	25,335.51	2,392,692,299	19B	24,730.10	3,884,041,435
20	大阪ビジネスフロンティア高等学校	天王寺区 烏ヶ辻2丁目	20A	17,963.67	7,784,337,409	20B	29,151.86	3,329,904,037
21	水都国際高等学校	住之江区 南港中3丁目	21A	13,111.21	2,970,765,285	21B	6,827.26	397,725,655
				408,841.54	127,539,486,799			
							300,434.09	23,390,113,166
							土地建物計 (円)	150,929,599,965

16 都島工業高校と同じ土地・建物

17 工芸高校と同じ土地・建物

これは正本である。

令和8年7月16日

大阪地方裁判所 第7民事部

裁判所書記官 上 田

